

アベノミクスを後押しする
企業支援税制が盛り込まれる

— 2013年12月24日、平成26年度税制改正大綱が閣議決定されました。安倍晋三首相が推し進める「アベノミクス」を税制面から後押しする企業向けの税制優遇措置や、給与所得控除の段階的縮小を含む個人所得課税の改正項目がいくつか並んでいます。税制改正について、FPが押さえておくべきポイントをお聞かせください。

柴原 例年、大綱は「基本的考え方」(税制改正の)「具体的内容」(検討事項)の3つの構成で成り立っていますが、平成26年度税制改正大綱は「具体的内容」について、10月1日に発表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(以下「秋の大綱」と、「年末での決定事項」(以下「年末の大綱」)の2つで構成されているのが特徴です。

一足先に発表された「秋の大綱」には、「民間投資の活性化」「中小

「アベノミクスを後押しする 企業への税制優遇と個人に対する 課税の強化が進んでいきます」

平成25年12月24日、政府は平成26年度税制改正大綱を閣議決定した。大綱には、企業の設備投資や賃上げを促す税制優遇や復興特別法人税の1年間前倒し終了などをはじめ、給与所得控除の段階的縮小、軽自動車税の引上げ、営業継続に係る相続税の納税猶予制度の創設など、様々な改正項目が盛り込まれた。大綱の概要とFPとして押さえておくべきポイントについて、柴原一税理士事務所所長の柴原一氏にお話を伺った。

編集部=聞き手・構成 大野真人=写真

InterView
FP opinion
Vol.42



企業対策」「設備投資につながる

制度・規制面での環境整備への対応」「所得の拡大」など、企業の投資行動を加速化させる等の観点からの税制措置について盛り込まれました。これらの内容はアベノミクスの「三本の矢」を推し進めるためのアナウンス効果を期待したもので、改正法案自体は「年末の大綱」とともに、平成26年1月以降の通常国会に提出されるとい

う流れです。
—では、大綱のうち、わが国の税制に関する「基本的考え方」を中心に、ポイントについてお聞かせください。

柴原 「平成26年度税制改正の基本的考え方」では、まず、法人実効税率のあり方について述べられています。「引き続き検討を進める」とありますので、ここからは今後、法人税率の引下げが現実化していくことが読み取れます。

現在、諸外国とりわけアジア各国の平均法人税率は25%程度、これに対しわが国は37%程度と高い

水準です。企業の国際競争力の観点からも、法人税率の引下げは必須と言えるでしょう。

ここで「法人税が引き下げられる反面、個人の所得税や相続税が引き上げられるのは法人を優遇しているのではないか」との指摘があります。一方、法人税率が下がっても、その結果、法人の内部留保が膨らみ、それが設備投資や雇用の拡大につながって経済が活性化されるのであれば、国が法人税を多く徴収して社会に還元する」と結果的に同じ効果が期待できるとの見方があります。

税制には「簡素・公平であるべき」とする考え方があります。経済効果が実現できるのであれば、法人税率の引下げは、国民の幸福を希求する観点からは、十分にあり得る政策ではないかと考えます。

—法人課税の以外に、注目しておきたい項目は何でしょうか。

柴原 次に注目したいのは「地域経済の活性化」です。日本経済再生の重要なテーマとして、地域経

柴原一税理士事務所 所長 税理士 CFP® 認定者
Hajime Shibahara
柴原
氏

済を支える中小企業を支援することとともに、「税制面で中心市街地の活性化やコンパクトシティの形成を支援する」ことが指摘されています。コンパクトシティとは、街づくりのあり方を示す概念で、住宅、企業、商業、医療など、生活に必要な機能がある地域の中心部に集めることで効率を図り、人口減少や高齢化による地域経済の衰退を解決していこうとする諸施策を言います。

大綱では、コンパクトシティの実現に向けて、「都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例」をはじめ、「誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の各種

特例」や「都市再生推進法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例」などが盛り込まれました。地方分権が進み、主要都市を中心とする社会の実現に向け、今後も税制面での措置が講じられていくことに、私たちは大いに注目していく必要があるでしょう。

このほか、「国家戦略特区」における積極的な税制支援などが指摘されています。これは、医療分野への支援とともに、特許権や商標権などの知財に関する税率引下げによって、知財産業を国外から呼び込もうとする取組みです。来年度以降の税制改正に盛り込まれる可能性があるので、こちらにも注目していきましょう。